

福祉と交通の分野における連携の強化に関する協定

中国四国厚生局及び中国運輸局は、各々が有する知見、機能及びネットワークを活かし、中国地方における福祉分野と交通分野における施策について相互の連携の強化を図るため、協定を締結するものとする。

1 福祉施策及び交通施策や地域における取組に関する連携

- (1) 関連施策における伴走支援に係る連携及び協力を行う。
- (2) 先進事例や今後の取組等に関する定期的な意見交換を行う。
- (3) その他必要な連携及び協力を行う。

2 国の関連施策に関する地方公共団体等への説明等に関する連携

- (1) 説明会、研修会等について両局の共同での開催又は後援を行う。
- (2) 説明会、研修会等について地方公共団体の福祉及び交通部局の両部門へ参加を呼びかける。
- (3) その他必要な連携及び協力を行う。

3 情報発信に関する連携

- (1) 関係施策に関して両局は連携及び協力して必要な情報を発信する。
- (2) その他必要な連携及び協力を行う。

令和8年1月14日

中国四国厚生局長

依田 泰

中国運輸局長

金子 修久